

藤原湖マラソン出店要項

1. 目 的

この要項は、藤原湖マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、県内外から訪れる大会参加者の利便性を図り、地域特産品やスポーツ用品の販売等の出店等を許可するときの基準を定めることを目的とする。

2. 販売または展示等品目

- （１）地域特産品
- （２）スポーツ用品
- （３）その他マラソン大会にふさわしいと実行委員長が認めたもの。

3. 出店料

- （１）販売用テント１張（奥行２間×間口３間）につき１０,０００円とする。ただし、実行委員会が指定するスペース内に出店者がテントや車両を持参し設置する場合については無料とする。
- （２）みなかみ町内の者（事業所・団体等）の出店料は無料とする。
- （３）実行委員長が認めたものは、出店料を免除することができる。
- （４）災害、事故等でやむを得ず大会を中止する場合、出店料の返還は行なわないこととする。

4. 出店者

- （１）町内・町外で通年活動している事業所、団体及び個人とする。
- （２）その他実行委員長が認めたもの。

5. 出店申請

- （１）出店を希望する者（団体等）は、別紙申請書（様式１）を実行委員長が定めた日時までに提出するものとする。

6. 出店許可

- （１）実行委員長が出店を認めた場合は、別紙許可書（様式２）を交付するので、出店中は携行することとする。
- （２）実行委員長は申請内容に虚偽記載があった場合、また不適當と認められる場合は許可を取り消し、また出店中であっても即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。

7. 出店場所

- （１）出店の場所は、実行委員会が指定する。

8. 申請期間

令和８年６月２９日（月）から令和８年７月１７日（金）まで

9. その他

- （１）出店スペースに限りがあるため、申請者多数の場合には内容を勘案し、同内容の出店が多数の場合には、協賛企業、みなかみ町内、群馬県内の出店希望者を優先とする。
- （２）有料で出店を許可したのものには、テント１張につき長机２台、パイプ椅子２脚を実行委員会で用意するが、その他必要な備品等は申請者が用意するものとする。
- （３）この要項に定めるもののほか、実行委員長が必要と認めた事案については、出店の許可を受けた者（団体等）に指示することができるものとする。